

# 一介護に笑顔と安心を！ 介護ウェーブ 2017 推進ニュース

2017年11月2日発行 NO.10

いのち輝く未来に!!



## 「介護を良くするアクション月間」がスタートしました

11月に入り、「介護を良くするアクション月間」の取り組みが各地で開始されています。「制度改善」「報酬改善」「処遇改善」の「3つの改善」を求める声や共同の取り組みを大いにひろげていきましょう。

来年の報酬改定をめぐって、総選挙開票日直後の25日、財務省が「介護報酬引き下げ」を提言しました。前回2014年の改定の際は同じ時期に「介護報酬6%引き下げ」案を示し、この「▲6%」がそれ以降の改定率の検討の事実上の基準になりました。今回は、介護現場の厳しい実情を反映して具体的な引き下げ率は打ち出していないものの、安倍政権による社会保障費自然増分の引き下げ方針のもとで、「マイナス改定」を求めています。

前回は2.27%の引き下げが断行され、とくに、基本報酬部分については4.48%という過去に例をみない大幅な引き下げとなりました。その結果、老人福祉事業者の倒産件数は過去最高にのぼり、「倒産」として把握されない廃業は、小規模事業所を中心に現在も続いています。

これ以上の引き下げは絶対に許されません。

厚労省の調査によれば、前回の改定によって介護事業所の利益率は軒並み低下しています。審議会（介護給付費分科会）では、財務省の引き上げ案に対して、「現状は限界、報酬引き下げの議論自体がナンセンス」、「処遇改善などもままならず、介護保険そのものが崩壊する」など強い批判が出されています。

現場、地域から声をあげ、介護報酬の底上げ・改善を必ず！実現させましょう。



## <取り組みを進めましょう>

- 請願署名 第1次集約：11月末（12月に国会提出）、第2次集約：12月末（1月国会提出）  
※ 臨時国会が開かれない場合は、1月通常国会にまとめて提出します
- 団体署名（ひと言カード）集約：11月末（12月に政府に提出します）

## 来週の宣伝行動

11月10日（金）15時30分から東京・新橋駅前、全日本民医連・中央社保協・全労連と合同で宣伝行動を行います。当日は15時まで東京・有明で2017年度介護・福祉責任者会議を行っています。会議に参加される方は、帰りに30分でもいいのでお立ち寄り下さい。

# 生活援助の人員基準・報酬の引き下げを提案

## －第149回介護給付費分科会（11月1日）

資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000183153.html>

11月1日、第149回介護給付費分科会が開催され、訪問介護、定期巡回、小規模多機能の報酬改定について、審議されました。

このうち訪問介護については、「身体介護と生活援助」の在り方として、以下の内容が提案されました。

（以下囲み）

- ①「生活機能向上連携加算」の見直し（算定要件の拡大）
- ②「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化
- ③身体介護と生活援助の報酬のメリハリ付け（身体介護を重視）

### ④生活援助中心型の担い手の拡大

- ・ 介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、**生活援助中心型については、新たに創設する研修（130時間以上の研修は求めない）の修了者が担う**
- ・ 新研修修了者を訪問介護事業者の人員基準（常勤換算方法で2.5以上）に含めることを可能とする
- ・ **生活援助中心型サービスを介護福祉士等が提供した場合は、新研修修了者が提供する場合と同様の報酬とする**

審議会では、特に④の生活援助の担い手の人員基準の緩和、報酬の引き下げの提案に対して議論が集中しました。委員からは、「身体介護と生活援助の切り分けはむずかしい。効率的なサービス提供ができるのか」（連合）、「研修終了者がやむを得ず身体介護を行わなければいけない場合はどうするのか」（民間介護事業推進委員会）、「生活援助の報酬を下げれば担い手が集まらない。新研修が意味をなさなくなる。現状維持が大事」（老人クラブ連合会）などの意見が出されました。

併せて、財務省が提案していた「同一建物減算の見直し」や「訪問介護（生活援助）の利用回数の上限定」がそのままの内容で示されました。



次回は11月8日、通所介護、通所リハ、訪問リハ、訪問看護、看多機について審議が予定されています。

**厚労省方針**  
厚生労働省は介護保険の訪問介護サービスで、主に掃除や調理などを行う「生活援助」について、資格基準を緩和し、担い手を拡大する方針を決めた。短期の研修制度を新設し、従事者の裾野を広げるとともに、専門性の下がる分、介護報酬を引き下げたい考えだ。1日に開かれた社会保障審議会の介護給付費分科会で

## 「生活援助」の担い手拡大へ

### 基準緩和 報酬引き下げへ

提案した。  
新設する「生活援助中心型」の研修は、来年4月から開始予定。在宅で「生活援助」と、入浴介助などのサービス提供時に観察すべき視点や、認知症高齢者に関する知識の習得に重点を置く。今年度中に研修時間数などを決める。新たな担い手として、中高年や育児をしながら短時間の勤務を希望する人などを想定している。  
現在、訪問介護を行うのは介護福祉士が、130時間の介護職員初任者研修の修了者であることが資格要件。訪問介護は「生活援助」と、入浴介助などを行う「身体介護」に大きく分かれているが、厚労省は、現行の資格者は「身体介護」を中心に担うよう、役割分担を図りたい考えだ。この日の分科会では「身体介護と生活援助を現場で切り分けるのは難しい」などの意見があった。  
【藤沢美由紀】

※記事は、毎日新聞（11月2日付）

前者は、現在「特定施設」に設定されている「同一建物減算」について、「高齢者向け住まいについて受給者1人あたりの単価が高い」大阪府を例にあげ、減算の対象を「特定施設」以外にも広げようというものです。後者は、財務省が実施した「平成29年度予算執行調査」の結果に基づき、1日に算定可能な報酬に上限を設定するというものですが、根拠としている調査結果自体が、個別の事情を無視して「回数の多さ」を一面的に強調したものであり、認知症の人と家族の会は、「月21回以上利用する人が1割であることが「乱用」の根拠にはならない」と批判しています。

国会集中行動で議員と懇談した写真や各地の特徴的な取り組みで記事に載せたいことがありましたら事務局のメール宛に送ってください。

「介護ウェブ推進本部」事務局：小又・東 TEL：03-5842-6451 FAX：03-5842-6460 E-mail：[min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)